

老人短期入所事業名木の里（介護予防）・運営規程（変更後）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人下総会が開設する老人短期入所事業 名木の里（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 老人短期入所事業名木の里（介護予防）
- 二 所在地 千葉県成田市名木 192 番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤1人・介護老人福祉施設と兼務）
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人以上（嘱託1人・介護老人福祉施設と兼務）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1人以上（常勤職員1人・介護老人福祉施設と兼務）
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護職員 8人以上（常勤職員 5人、非常勤 3人・介護老人福祉施設と兼務）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 五 看護職員 3人以上（常勤職員 3人・介護老人福祉施設と兼務）

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- 六 管理栄養士 1人以上（常勤職員1人・介護老人福祉施設と兼務）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人以上（常勤職員1人・看護職員兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 介護支援専門員 1人以上（常勤職員1人・介護老人福祉施設と兼務）
介護予防短期入所生活介護サービス計画書の作成等を行う。
- 九 事務職員 2人以上（常勤 2人・介護老人福祉施設と兼務）
庶務及び経理等の必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、10人（短期入所生活介護事業と合わせて）とする。

（指定介護予防短期入所生活介護の内容説明）

第6条 事業所は、サービスの提供に際して、利用者またはその家族に対して運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に関する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（指定介護予防短期入所生活介護の提供方法）

第7条 介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画票に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

2 利用者が介護予防・支援計画票の変更を希望する場合は、当該利用者に関わる地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行う。

3 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に関わる地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

4 指定介護予防短期生活介護の提供に当たっては、地域包括支援センター、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

5 指定介護予防短期入所生活介護の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に関わる地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

6 正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。ただし、通常の業務の実施地域など勘案し、利用申込者に対して適切な指定介護予防短期入所生活介護の提供が困難と認めた場合は他の指定介護予防短期入所生活介護事業者の紹介など必要な措置を講じる。

7 指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要支援認定の有無、要支援認定の有効期間を確認する。

8 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会の意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

(要支援認定に関わる援助)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に際し、要支援認定を受けていない利用申込者には要支援認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう援助を行う。

2 介護予防サービス（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

3 指定介護予防短期入所生活介護の提供開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者またはその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定介護予防短期入所生活介護計画書の作成及び説明・同意)

第9条 介護支援専門員等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

2 前項の介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス・支援計画票が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3 介護支援専門員等は、第1項の介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、利用者またはその家族に内容を説明し同意を得、事業者、利用者で1部ずつ保有する。

4 介護支援専門員等は、介護予防短期入所生活介護計画を作成後においても、当該介護予防短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該介護予防短期入所生活介護計画の変更を行いその内容について再度説明し同意を得る。

(サービスの取り扱い方針)

第10条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な援助を行う。

2 サービスの提供は介護予防短期入所生活介護計画書に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 従業者は、サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対し、必要事項についてわかりやすく説明する。

- 4 利用者本人または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第 11 条 介護サービスの提供に当たっては、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 一週間に 2 回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、又は清拭を行う。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 12 条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床してユニット共同リビングで行うよう努める。

食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 午前 8 時から
- 二 昼食 午前 12 時から
- 三 夕食 午後 6 時から

(機能訓練)

第 13 条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第 14 条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

- 2 利用者またはその家族からの相談に適切に応じ、必要な助言、その他の援助を行う。
- 3 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第 15 条 別紙料金表(1) 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に

定める割合の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、別紙料金表（2）介護予防の給付対象とならないサービスに掲げる日常生活において供与される便宜のうち、利用者が実費負担することが適当と認められる費用を徴収する。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者またはその家族の同意を得ることとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 16 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用支払いを受けた場合は、サービスの費用支払いを受けた場合は、サービス内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

（通常の送迎の実施地域）

第 17 条 通常の送迎の実施地域は、成田市、神崎町、香取市、稲敷市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 18 条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（禁止行為）

第 19 条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 故意に施設もしくは物品に損害を与え、これを持ち出すこと。

（緊急時における対応方法）

第 20 条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族に連絡すると共に主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置

を講じる。

(非常災害対策)

第 21 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(掲示)

第 22 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(勤務体制の確保)

第 23 条 利用者に対して、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

2 介護予防短期入所生活介護従業者等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後 1 か月以内
- 二 継続研修 年 2 回以上

(衛生管理)

第 24 条 介護予防短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 25 条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2 提供する指定介護予防短期入所生活介護に関し、市町村からの文書などの提出若しくは掲示の求め、市町村の職員からの質問や照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携)

第 26 条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行う等、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 27 条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 28 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(秘密の保持等)

第 29 条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 地域包括支援センターに対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により、利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 30 条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを提供させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(会計の区分)

第 31 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 32 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(その他)

第 33 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉

法人下総会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年 7 月1日から施行する。

この規程は、平成24年 9 月1日から施行する。

この規程は、平成28年 2 月1日から施行する。